

第4章 第9期プランの計画体系

1 プランの考え方

- 「第9期京都市民長寿すこやかプラン」の計画期間は、2024年度から2026年度までの3年間です。
- 第6期プランから「地域包括ケア計画」として位置付け、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となり、介護が必要な高齢者が急速に増加することが見込まれる2025年を見据え、各計画期間を通じて地域包括ケアシステムの段階的な構築（P15参照）に向けて取組を進めてきました。
- 第9期プラン中には2025年に到達することから、第9期プランでは、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上の高齢者となり、高齢者人口がピークを迎える一方、生産年齢人口が急速に減少する2040年を見据えたプランとして策定します。
- 今後2040年に向けて、人口動態や技術革新等、様々な要因で高齢者を取り巻く環境は変わりゆくものと考えられますが、目指すべき「地域包括ケアの姿」（コラム①参照）は引き続き維持し、さらに「京都市版地域包括ケアシステム」（コラム②参照）の深化・推進及び「健康長寿のまち・京都」の取組を推進していきます。

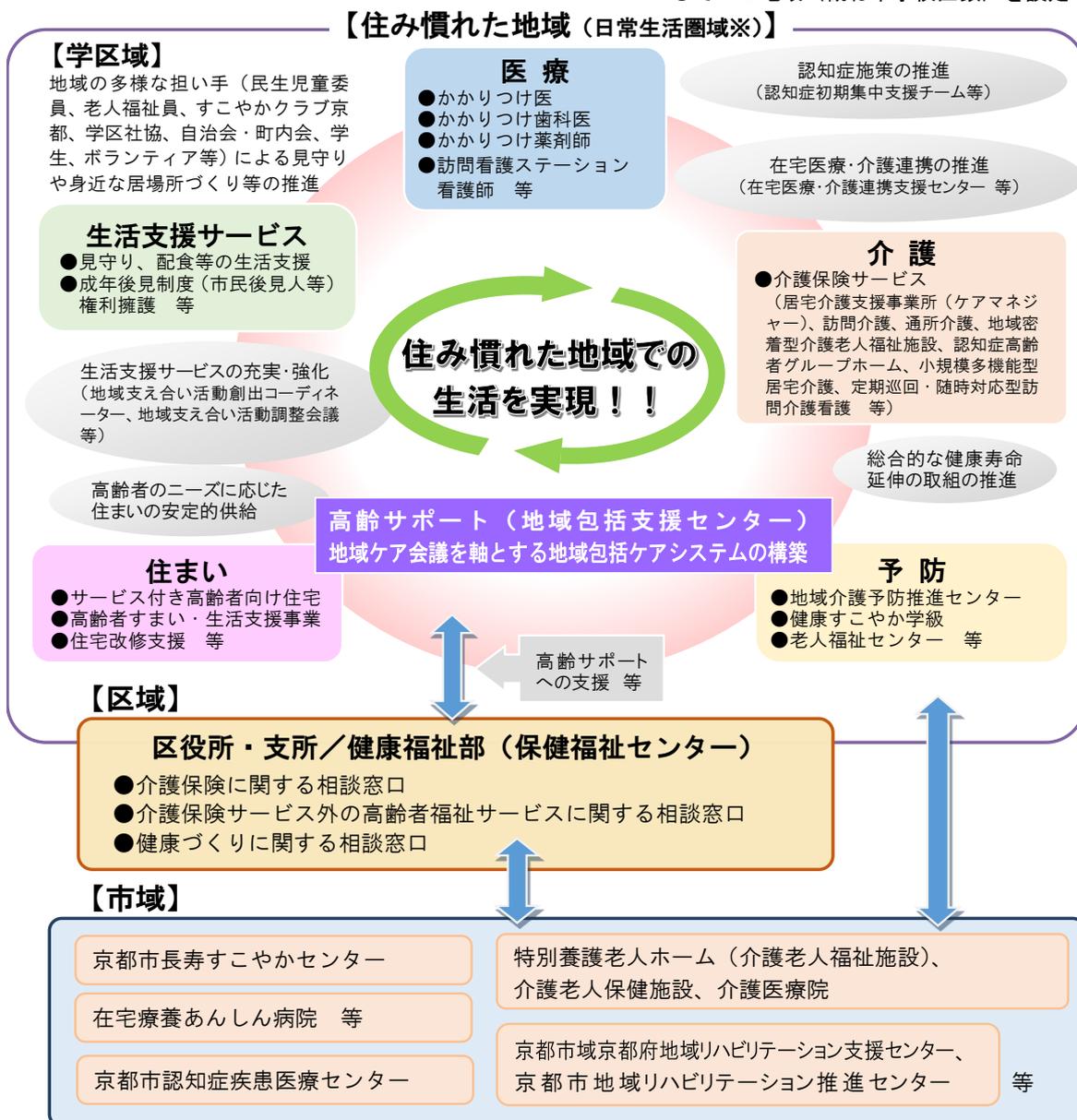
【コラム①】目指すべき地域包括ケアの姿とは？（第7期プラン～）

- 市民一人ひとりが、若いときから健康づくりの習慣を持ち、高齢期になっても介護予防に主体的に取り組み、趣味や特技等を通じて地域社会と積極的に交流している。
- 高齢者をはじめとした地域住民が、地域での様々な活動の担い手として活躍し、高齢者や子ども・若者への支援など、地域の実情に応じた地域の支え合いの仕組みづくりができている。
- 地域において、高齢者の生活のニーズにあった住まいが提供されるとともに、適切な介護サービスの利用により、高齢者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができている。
- 医療と介護をはじめとする様々な機関・専門職や地域住民、NPO等との協働により、医療・介護・生活支援サービスが一体的に提供できる体制が構築され、支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で最後まで自分らしい生活を送ることができている。

【コラム②】(京都市版) 地域包括ケアシステムとは？

- まず、地域包括ケアシステムとは、高齢者一人ひとりが、できる限り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、日常生活圏域単位で、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みのことをいいます。
- 次に、京都市版地域包括ケアシステムについてですが、本市に暮らす高齢者一人ひとりが、できる限り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、市内全域をカバーする61か所の高齢サポート（地域包括支援センター）を中核として、本市ならではの「地域力」や「地域の絆」を最大限に生かした学区単位のきめ細かい取組をもとに、日常生活圏域において医療・介護をはじめとする様々な関係機関との連携を進めることで、地域住民、関係機関、行政が一体となり、地域ぐるみで多様なニーズを持つ高齢者の暮らしを支援する京都市ならではの仕組みのことをいいます。

■ 京都市版地域包括ケアシステムのイメージ ※ 本市では、複数の元学区を束ねた地域として76地域（概ね中学校区数）を設定



【参考】第6期プラン以降の地域包括ケアシステムの構築状況

○ 「京都市民長寿すこやかプラン」は、「第6期プラン（2015年度～2017年度）」から「地域包括ケア計画」として位置付け、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる2025年を見据え、「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進めてきました。

2023年度末時点における構築状況は、以下のとおりです。

2014年度（第5期プラン最終年度）	2023年度（第8期プラン最終年度）
高齢サポート（地域包括支援センター）	
・ 高齢サポート（地域包括支援センター）61 か所	・ 高齢サポート（地域包括支援センター）61 か所
介 護	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム 5,552 人分 ・ 認知症高齢者グループホーム 1,707 人分 ・ 介護専用型特定施設 1,110 人分 ・ 小規模多機能型居宅介護 72 か所 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 5 か所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム 7,133 人分 ・ 認知症高齢者グループホーム 2,627 人分 ・ 介護専用型特定施設 2,772 人分 ・ 小規模多機能型居宅介護 93 か所 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 21 か所
医 療	
—	・ 在宅医療・介護連携支援センター 8 か所
予 防	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域介護予防推進センター 12 か所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域介護予防推進センター 12 か所 ・ 介護予防ケアマネジメント支援会議の実施 ・ 高齢サポートの事例検討会に対するリハビリ専門職派遣事業 ・ 移動支援型ヘルプサービス創設 ・ 地域介護予防推進センターによるフレイル対策支援事業の実施
生活支援	
—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域支え合い活動創出コーディネーター 13 人 ・ 支え合い型ヘルプサービス創設
認知症・権利擁護支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見支援センター 1 か所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見支援センター 1 か所 ・ 認知症初期集中支援チーム 8 チーム ・ 認知症疾患医療センター 1 か所 ・ 認知症サポーター活動促進事業
居住支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都市居住支援協議会設置 ・ 高齢者すまい・生活支援事業 【2014年度モデル事業開始～】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都市居住支援協議会設置 ・ 高齢者すまい・生活支援事業 【2017年度～本格始動】 ・ 居住支援法人 29 法人（2024年2月末時点）

【コラム③】日常生活圏域とは？

高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護サービス等を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市内を区分したものです。

本市では、高齢者保健福祉の圏域として、複数の元学区を束ねた地域として76地域（概ね中学校区）を設定しています。

■ **日常生活圏域及び高齢サポート（地域包括支援センター）一覧（2024年3月現在）**

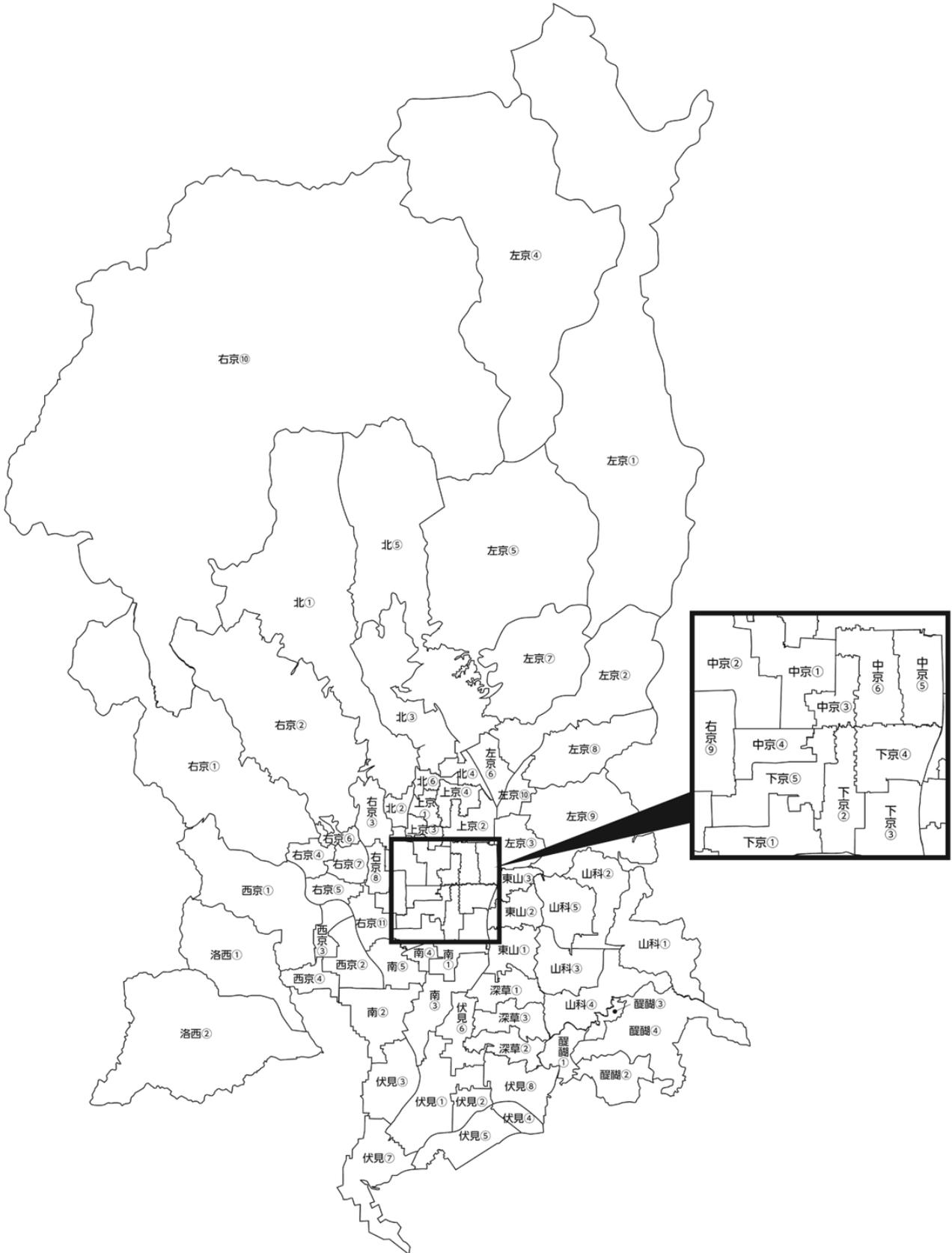
No.	区・支所	圏域	高齢サポート名	担当学区
1	北	①	原谷	小野郷、中川、鷹峯、金閣
2		②		衣笠、大將軍
3		③	紫竹	大宮、紫竹、待鳳
4		④	鳳徳	鳳徳、紫明、出雲路
5		⑤	柊野	雲ヶ畑、柊野、上賀茂、元町
6		⑥	紫野	楽只、柏野、紫野
7	上京	①	乾隆	乾隆、嘉楽、正親、翔鸞
8		②	小川	待賢、小川、中立、滋野、京極、春日
9		③	仁和	仁和、出水
10		④	成逸	室町、成逸、西陣、桃園、聚楽
11	左京	①	大原	久多、大原
12		②		八瀬、上高野、松ヶ崎
13		③	左京南	吉田、聖護院、川東、新洞、岡崎
14		④	左京北	広河原、花脊
15		⑤		鞍馬、静市
16		⑥		葵、下鴨
17		⑦	岩倉	岩倉北、岩倉明德、岩倉南
18		⑧	修学院	修学院第一、修学院第二
19		⑨	白川	北白川、浄楽、錦林東山
20		⑩	高野	養徳、養正
21	中京	①	朱雀	教業、朱雀第一、朱雀第二、朱雀第六
22		②	西ノ京	朱雀第四、朱雀第五、朱雀第八
23		③	本能	城巽、本能、乾
24				朱雀第三、朱雀第七
25		⑤	御池	銅駝、立誠、富有、柳池、生祥
26		⑥		竹間、初音、日彰、梅屋、龍池、明倫
27	東山	①	洛東	今熊野、一橋、月輪
28		②	東山	清水、六原、修道、貞教
29		③	粟田	有濟、粟田、弥栄、新道
30	山科	①	音羽	音羽、音羽川、大塚
31		②	山階	安朱、山階、西野
32		③	勸修	山階南、百々、勸修
33		④	大宅	大宅、小野
34		⑤	日ノ岡	陵ヶ岡、鏡山

No.	区・支所	圏域	高齢サポート名	担当学区
35	下京	①	下京西部	大内、七条、西大路
36		②	下京中部	格致、醒泉、植柳、安寧、梅逕
37		③	下京東部	稚松、皆山、菊浜、崇仁
38		④	修徳	永松、開智、豊園、成徳、有隣、修徳、尚徳
39		⑤	島原	郁文、淳風、光徳、七条第三
40	南	①	東九条	山王、九条、九条弘道、九条塔南、梅逕、東梅逕
41		②	久世	祥栄、久世
42		③	陶化	陶化、東和、上鳥羽
43		④	唐橋	南大内、唐橋
44		⑤		祥豊、吉祥院
45	右京	①	嵯峨	水尾、宕陰、嵯峨、広沢
46		②	花園	高雄、宇多野
47		③		御室、花園
48		④	嵐山	嵐山、嵯峨野
49		⑤	梅津	北梅津、梅津
50		⑥	常磐野	常磐野
51		⑦		太秦、南太秦
52		⑧	西院	安井、山ノ内
53		⑨		西院第一、西院第二
54		⑩		京北第一、京北第二、京北第三
55		⑪	葛野	葛野、西京極、西京極西
56	西京	①	西京北部	嵐山東、松尾、松陽
57		②	桂川	桂徳、桂東、川岡、川岡東
58		③	西京南部	桂川、桂
59		④		檜原
60	洛西	①	沓掛	桂坂、大枝、新林、福西
61		②	境谷	境谷、竹の里、大原野
62	伏見	①	下鳥羽	下鳥羽、板橋
63		②		南浜
64		③	久我の杜	久我、久我の杜、羽束師、横大路
65		④	向島	向島、向島藤ノ木
66		⑤		向島二ノ丸、向島二ノ丸北、向島南
67		⑥	東高瀬川	竹田、住吉
68		⑦	淀	納所、淀、美豆（淀南）
69		⑧	桃山	桃山、桃山東、桃山南
70	深草	①	深草北部	稻荷、砂川
71		②	深草南部	藤ノ森、藤城
72		③	深草中部	深草
73	醍醐	①	醍醐南部	小栗栖、小栗栖宮山、石田
74		②		春日野、日野
75		③	醍醐北部	北醍醐、醍醐西
76		④		醍醐、池田、池田東

【日常生活圏域】

第4章

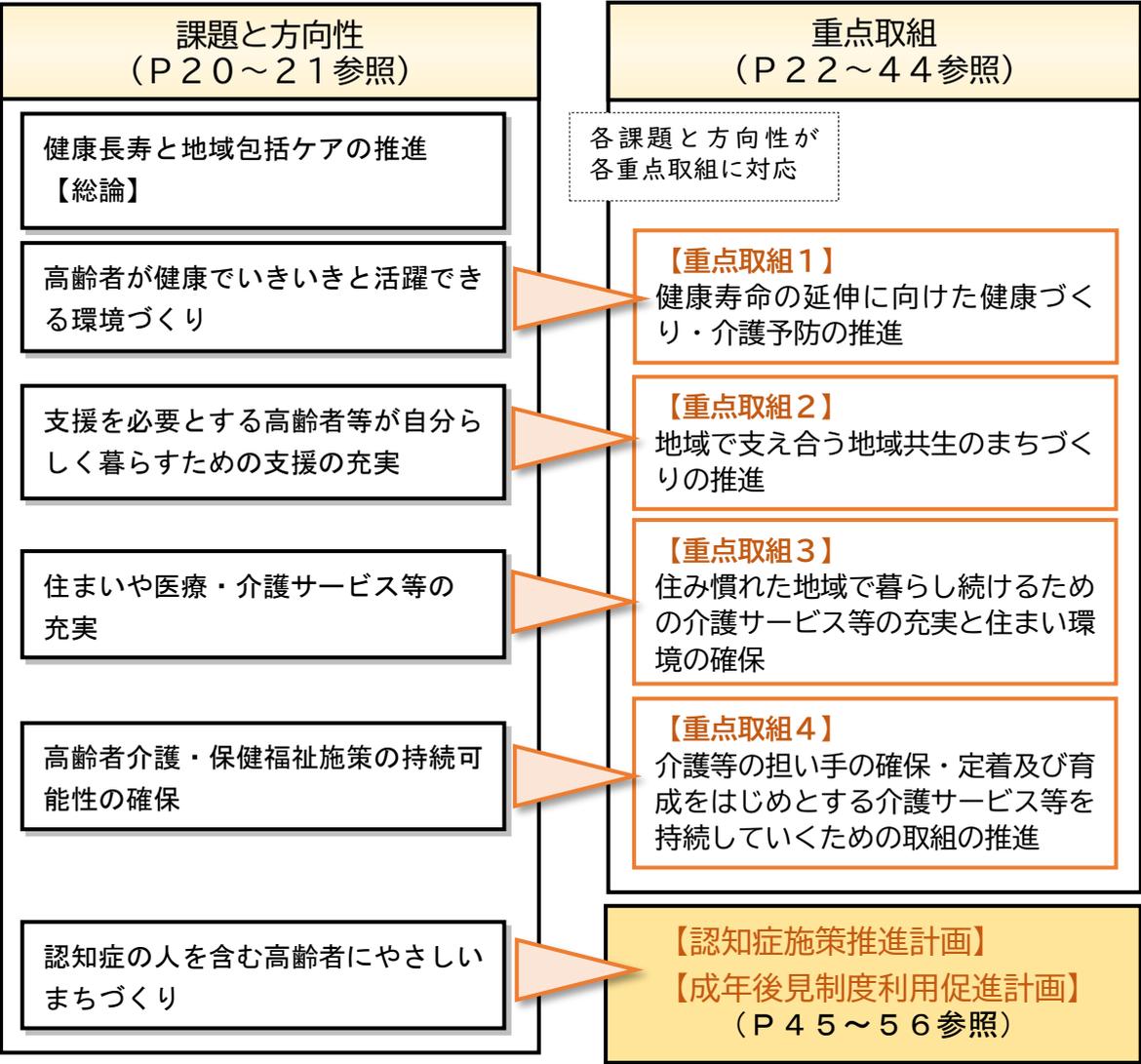
第9期プランの計画体系



2 プランの構成

目指すべき地域包括ケアの姿 (P 13 参照)

高齢者を取り巻く状況や目指すべき地域包括ケアの姿を踏まえ、取り組むべき課題と方向性を設定



基本理念を実現するため、4つの重点取組を掲げるとともに認知症施策推進計画・成年後見制度利用促進計画を一体的に策定し、施策・事業を総合的に推進します。

基本理念

高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、互いに支え合い、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち・京都」をみんなでつくる

※ 第9期プランの基本理念については、「京都市基本計画」における分野別の理念を踏まえ、「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向けて設定した第6期プラン以降の基本理念を継承します。

3 第9期プラン策定にあたっての課題と方向性

本市では、住民自治の伝統や支え合いの精神に基づき、地域団体が中心となって培われてきた地域力をいかし、市内61か所の高齢サポート（地域包括支援センター）を中核として、学区単位できめ細かく取り組む「京都市版地域包括ケアシステム」の構築及び深化・推進に取り組んでいるところです。

猛威を振るった新型コロナウイルス感染症については、2023年5月に感染症法上の位置付けが5類に移行されたことを踏まえ、今後はあらゆる感染症の感染防止に配慮しつつ、地域住民や医療、介護をはじめとする関係団体と行政が一体となって、健康づくり、介護予防活動の再開や参加促進に取り組むとともに、身近な地域単位で高齢者の暮らしを支援していく必要があります。

第9期プランにおいては、こうした考えの下、高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられる地域包括ケアシステム及び「健康長寿のまち・京都」の取組を推進するために、次の課題意識を持ち、市民の皆様や関係団体との協働により取組を進めます。

健康長寿と地域包括ケアの推進【総論】

人生100年時代を見据え、できるだけ長く、住み慣れた地域で、人と人とのつながりの中で暮らし続けられるようにしていくため、市民の皆様に若い間から健康づくりを習慣づけていただくとともに、高齢期を迎えても介護予防に主体的に取り組む、地域のさまざまな活動の担い手として御活躍いただく「健康長寿」のまちづくりに取り組みます。

併せて、介護が必要な状態になったとしても、医療・介護等の関係機関や地域住民等との協働により、医療・介護・生活支援等のサービスが切れ目なく提供できる「地域包括ケア」の深化・推進を図っていきます。

これらの取組が、コロナ禍の中で培われた新たな工夫やICTの活用等も図りながら実践されるよう努めていきます。

高齢者が健康でいきいきと活躍できる環境づくり

健康寿命の延伸に向け、引き続き市民の皆様の間で自主的な健康づくりや介護予防の取組が広がり、継続していけるよう、支援に努めていきます。

特に、コロナ禍の中では、健康長寿サロンや介護予防自主グループ等、地域に根差した多様な「通いの場」が活動休止を余儀なくされましたが、今後は、あらゆる感染症への感染防止に配慮しつつ、活動再開や参加促進に向けた取組を一層推進していきます。

また、高齢者が地域の担い手として地域で活動することや、社会の担い手として働き続けることは、御自身のやりがいや介護予防にもつながることから、地域や社会で活躍していただけるよう、高齢者の社会参加の促進等に取り組んでいきます。

支援を必要とする高齢者等が自分らしく暮らすための支援の充実

高齢サポート（地域包括支援センター）が地域支援の中核機関としての役割を一層発揮するとともに、民生児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会や関係機関との連携を通じて、地域全体で高齢者を支えるネットワークづくりを一層推進し、増加する一人暮らしの方はもとより、「8050問題」、「ダブルケア」等の複雑・複合的な課題を抱える方々への重層的な支援に一層取り組んでいきます。

また、地域ケア会議等での協議を通じて、引き続き地域課題を把握し、高齢者の日常生活に関わるニーズへの対応に努めるとともに、地域支え合い活動創出コーディネーターの活動を通じた買物支援や居場所づくり、移動支援等の生活支援サービスの創出に向けた取組等、要援護高齢者等への支援に取り組んでいきます。

住まいや医療・介護サービス等の充実

在宅医療・介護連携支援センターの活動等を通じて、多職種協働による在宅医療・介護の提供体制の強化に取り組むとともに、24時間対応型の在宅サービスや、地域に根差した小規模な施設・居住系サービスの整備等を進めることで、学区単位できめ細かく取り組む「京都市版地域包括ケアシステム」をより一層深化・推進していきます。また、ヤングケアラーへの支援や、ダブルケア等の複合的な課題を抱えた方も含めた家族介護者の支援を推進します。

高齢者介護・保健福祉施策の持続可能性の確保

高齢者人口がピークを迎え、介護サービスの需要が更に高まることが見込まれている一方で、生産年齢人口が急速に減少し、担い手不足が深刻な課題となる2040年を見据え、介護のしごとの魅力発信や、ICT・介護ロボットの活用等による介護現場の生産性向上、外国人介護人材をはじめとする介護の担い手の裾野拡大等に向け、関係機関・団体との連携の下、更に取組を進め、高齢者介護・保健福祉施策の持続可能性を確保していきます。

認知症の人を含む高齢者にやさしいまちづくり

今後も認知症の人の増加が見込まれる中、認知症についての正しい理解を深め、早期発見・早期対応を促進し、認知症になっても住み慣れた地域でできるだけ長く暮らし続けられる共生のまちづくりを進めるため、市民意識の醸成や、支援ネットワークの強化等に一層取り組みます。

また、高齢者や障害のある方が、人としての尊厳が損なわれることなく、その人らしく暮らし続けていくことができるよう、意思決定を支援する成年後見制度の利用促進に向け、制度周知や関係機関との相互連携等の取組を一層推進していきます。

第5章 京都市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の重点取組ごとの主な施策・事業

第5章の構成

【重点取組】・・・基本理念を実現するための4つの重点取組

《取組方針》・・・重点取組を進めるうえでの方針

重点取組の中項目・・・重点取組を細分化した取組

重点取組の小項目・・・中項目を細分化した取組

《主な施策・事業》・・・小項目を進めていくための具体的な施策や事業

《主要項目の解説》・・・主な施策や事業の具体的な説明

【数値目標】・・・施策や事業を進めていくうえでの目標を数値化したもの

【コラム】・・・上記に記載している情報以外の追加情報

【重点取組1】健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進

《取組方針》

- フレイル対策を含む保健事業と介護予防の一体的な実施等、健康寿命の延伸に向けた取組を進め、ひいては介護保険料の伸びの抑制につなげます。

※ 「フレイル」とは、日本老年医学会が提唱している概念で、日常生活上で自立した健康な方が要介護状態に至る間に、心身の活力が弱ってきた状態です。この状態の方は、適切な対応により健康な方向へ戻ることができることから、こうした状態の方へのアプローチ、対策が重要となります。

- あらゆる感染症の感染防止に配慮しつつ、介護予防活動の再開や参加促進を図るため、健康長寿サロンや介護予防自主グループ等の地域に根差した多様な「通いの場」の取組を一層推進し、地域や人とのつながりの中での継続的な健康づくり・介護予防につなげます。
- オーラルフレイル（口腔機能の低下）がフレイル（全身の虚弱）につながることから、口腔機能の向上やオーラルフレイル対策に係る取組を進めます。
- 高齢サポート（地域包括支援センター）が実施するケアプラン事例検討会やアセスメント訪問へのリハビリ専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）派遣を実施する等、ケアマネジメントの更なる質の向上に取り組みます。
- 人生100年時代を見据え、「プラスせんぼ」をキャッチフレーズに、「歩く」をテーマに市民ぐるみ運動を進める等、市民・地域主体の健康行動の定着を図ります。
- 高齢者が地域活動の担い手として活躍できるよう、また社会の担い手として働き続けられるよう、支援や啓発等に努め、高齢者自身のやりがいと介護予防、地域・社会への貢献につなげます。

■ **【充実】の記載について**

○ **【充実】**…第9期プラン計画期間中に取組内容を充実させる施策・事業

※ 以降の項目においても、上記に従って記載

1 健康づくり・介護予防の取組の推進

(1) 介護予防の取組の推進

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
101	地域介護予防推進センター等による地域における自主的な介護予防の取組への支援
102	フレイル対策支援事業をはじめとする保健事業と介護予防の一体的な実施の推進
103	リハビリ専門職による地域における介護予防活動等への支援の推進
104	地域における身近な通いの場（健康長寿サロン、公園体操、健康すこやか学級、運動を目的とした自主グループ等）の拡充に向けた、立ち上げ支援、運営支援及び情報発信の推進
105	保健福祉センター、地域介護予防推進センター、その他関係機関による運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等に関するフレイル対策を含む介護予防のための教室の開催や普及・啓発等の実施
106	フレイル対策の観点からの健康づくりの取組
107	ロコモティブシンドローム予防等の推進
108	口腔機能の向上及びオーラルフレイル対策に係る取組の推進
109	高齢サポート（地域包括支援センター）における自立支援・重度化防止に向けた介護予防ケアマネジメントの実施
110	多職種連携によるケアマネジメント支援 【充実】
111	介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスの円滑な実施
112	介護予防・日常生活支援総合事業の評価の実施

《主要項目の解説》

110 多職種連携によるケアマネジメント支援《充実》

高齢サポート（地域包括支援センター）職員等が自立支援・重度化防止に繋がる質の高いケアマネジメントを行えるよう、高齢サポートが開催する介護予防ケアマネジメントの事例検討会の助言者として、リハビリ専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の派遣を受ける場合に、当該費用の助成を行ってきましたが、新たにアセスメント訪問（※）へのリハビリ専門職の派遣を受ける場合にも費用を助成することにより、ケアマネジメントの更なる質の向上への支援を行います。

また、これまでから、本市主催の介護予防ケアマネジメント支援事業の事例検討会（ケアマネジメント支援会議）において、リハビリ専門職、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職による多角的な意見交換を行っており、引き続き、取組を推進します。

（※） 高齢サポート職員等がケアプランの作成に当たり、利用者の身体状況や生活状況等を聞き取るため、利用者宅を訪問するもの。

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 110)	2022年度	2026年度
リハビリ専門職と連携したケアマネジメント(事例検討・アセスメント訪問)を実施している高齢サポート数	23か所 [※]	61か所

※ 2022年度高齢サポートにおける事例検討会実績を記載。

目標指標 (関連施策・事業 101~112)	2023年度(9月末)	2026年度
75歳以上84歳以下の方の認定率(第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合)	75歳~79歳 15.8% 80歳~84歳 33.8%	下降

※ 認定率が高くなり始める75歳以上84歳以下の方の認定率が、介護予防や健康づくりの取組、自立支援・重度化防止の取組の結果として、2023年度よりも下降することを目標指標とするもの。

目標指標 (関連施策・事業 101~112)	2023年度	2026年度
75歳以上84歳以下の方の主観的健康観について「よい」と回答している方の割合	75歳~79歳 73.4% ^{※1} 80歳~84歳 68.1% ^{※1}	上昇 ^{※2}

※1 2022年度すこやかアンケート(高齢者調査)に基づく。

※2 認定率が高くなり始める75歳以上84歳以下の方のうち、自らの健康状態が「よい」と回答される割合が、介護予防や健康づくりの取組、自立支援・重度化防止の取組の結果として、2023年度よりも上昇することを目標指標とするもの。

目標指標 (関連施策・事業 101~112)	2023年度	2026年度
75歳以上84歳以下の方で、 手段的自立度の評価が低下者と された方の割合※ ¹	75歳～79歳 10.9%※ ² 80歳～84歳 14.1%※ ²	下降

※¹ 活動的な日常をおくるための能力(手段的自立度: IADL)を5点満点で評価し、4点以下を「低下者」としている。

※² 2022年度すこやかアンケート(高齢者調査)に基づく。

(2) 健康づくりの取組の推進

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
113	健康長寿のまち・京都市民会議を中心とした市民ぐるみの健康づくりの取組の推進
114	「プラスせんぼ」等の市民ぐるみ運動の分かりやすいテーマの普及推進
115	市民・地域主体の健康づくり活動への支援
116	誤嚥性肺炎等の疾病予防や生活の質の向上につながる口腔健康管理の推進
117	保健福祉センター等における健康づくりサポーター等の育成の推進
118	地域での食育活動を推進する食育指導員の養成及び活動支援
119	特定健康診査、後期高齢者健康診査、がん検診等の各種健診の実施
120	高齢者のこころのケアの推進
121	インフルエンザ及び肺炎球菌予防接種の実施

《主要項目の解説》

114 「プラスせんぼ」等の市民ぐるみ運動の分かりやすいテーマの普及推進

運動の入口として取り組みやすいことや、運動の時間を確保しづらい現役世代でも、通勤や、昼休み、買い物等、あらゆる場面で気軽に取り入れやすく、幅広い年齢層で展開できることから、「歩く」をテーマに市民ぐるみ運動を進めることとし、現状よりも1日の歩数を1,000歩増やすことから始めていただくため、「プラスせんぼ」のキャッチフレーズの普及に取り組んでいます。



[コラム④] 介護が必要になった要因は？(2022年度すこやかアンケート調査より)

	運動器機能等の低下				生活習慣病等				その他				
	高齢による衰弱	骨折・転倒	関節の病気	脊椎損傷	心臓病	糖尿病	脳卒中	腎疾患	視覚・聴覚障害	がん	呼吸器の病気	認知症	パーキンソン病
要支援	30.5%	21.2%	9.3%	14.4%	15.3%	4.2%	5.9%	3.4%	9.3%	4.2%	11.0%	2.5%	0.0%
	75.4%				28.8%				27.1%				
要介護	30.8%	21.9%	0.0%	0.0%	11.2%	0.0%	11.6%	0.0%	8.0%	0.0%	5.8%	19.6%	0.0%
	52.7%				22.8%				33.5%				

不活発な生活が続くこと等による運動器機能の低下や生活習慣病等が原因となり、介護が必要な状態になる方が多い状況です。

筋力の低下は、年齢を重ねるにつれてより速く進みますが、高齢期においても適切な運動を行うことで、筋力を維持・向上させることは可能です。そして、筋肉をつけるためにはバランスの取れた食事が欠かせず、食事を美味しく食べるためには、口の健康を維持することが大切になります。また、近年の研究では、運動や食事は、一人でするよりも仲間と一緒にする方が、介護予防により効果を発揮することがわかっています。つまり、「運動」、「栄養・口腔」、「人とのつながり（社会交流や社会参加）」の取組は相互に影響を及ぼすものであり、合わせて取り組むことが最も効果的なのです。

こうした介護予防・フレイル対策の取組を身近な地域で仲間と共に継続していただけるよう、「通いの場」の立ち上げ支援、運営支援、情報発信等を進めるほか、運動、栄養、口腔に関わる専門職による講座や健康相談等の機会を設けることで、「通いの場」における取組内容の充実に向けた支援等を行います。

さらには、ケアマネジメントの質の向上に取り組み、栄養や口腔の視点も含めた自立支援を行います。これらの取組の結果として介護保険料の伸びの抑制を図ります。

2 就労支援と社会参加の推進

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
122	高齢者の生きがいや就労を支援するシルバー人材センター事業の推進
123	全国健康福祉祭（ねんりんピック）への代表団派遣、敬老乗車証の交付、老人福祉センターの運営等による高齢者の社会参加促進
124	敬老乗車証の制度検証
125	すこやかクラブ京都の活性化
126	地域における身近な通いの場（健康長寿サロン、公園体操、健康すこやか学級、運動を目的とした自主グループ等）への参加促進

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 123～126)	2023年度	2026年度
会やグループ等に参加している方の割合	63.1%※	上昇

※ 2022年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。

目標指標 (関連施策・事業 126)	2023年度	2026年度
通いの場※ ¹ へ定期的に参加している方の割合	9.3%※ ²	上昇

※¹ 地域住民等が主体となり、月1回以上取り組む、介護予防等につながる活動の場・機会。

※² 2022年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。

【コラム⑤】 コロナ禍からの回復（2022年度すこやかアンケート調査より）

2022年度に高齢者を対象に実施した「すこやかアンケート」では、主観的健康観や手段的自立度（IADL）について悪化の傾向が見られました（12ページ「主な数値目標の達成見込み」参照）。これは、コロナ禍による外出や「通いの場」等の集団活動に対する参加の自粛等が原因の一つと考えられます。こうした中、2023年5月には新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行したことも踏まえ、今後はあらゆる感染症の感染防止に配慮しつつ、介護予防活動の再開や参加促進を図るため、地域住民や医療、介護をはじめとする関係団体と行政が一体となって、介護予防・健康づくりの取組を積極的に進めていきます。

内容	2019年度	2022年度	増減
昨年と比べて外出の回数が減っている方の割合	28.0%	38.2%	+10.2pt
通いの場へ参加していない方の割合	56.2%	68.6%	+12.4pt

【重点取組2】地域で支え合う地域共生のまちづくりの推進

《取組方針》

- 地域ケア会議等を軸として、日常生活圏域を構成する学区単位できめ細かく取り組む「京都市版地域包括ケアシステム」の深化・推進に引き続き取り組みます。
- 地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応や認知症高齢者の家族、ヤングケアラーを含む家族介護者への支援等、高齢サポート（地域包括支援センター）が地域支援の中核機関としての役割を一層発揮していくため、業務負担軽減と質の確保に取り組み、地域で協働する関係機関等との連携強化を図ります。
- 地域共生社会の実現に向けて、地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うことができる社会を目指し、関係機関と地域住民とが共に取り組む仕組みづくりを進めます。
- 高齢分野だけでなく、他分野の関係機関とも連携し、増加する一人暮らしの方はもとより、「8050問題」、「ダブルケア」等の複合的な課題を抱える方々も含め、様々な要援護高齢者を必要な重層的支援につなげていきます。
- 「地域支え合い活動創出コーディネーター」の活動や「地域支え合い活動調整会議」での協議等を通じ、他分野の関係機関や企業等を含めた地域の多様な主体との連携・協働による、地域の特性に応じた生活支援サービスの創出を推進します。
- 生涯にわたり本人の権利や意思が尊重されるよう、権利擁護に関する制度の周知・広報や高齢者虐待の早期発見・早期対応に係る関係機関との連携・協力等の取組を進めます。

1 地域での支援ネットワークの強化

（1）地域ケア会議の充実

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
201	市域、区域、日常生活圏域、学区域、個別の各層における地域ケア会議の推進
202	医療と介護をはじめとする多職種との地域ケア会議への参画による多職種協働の推進
203	地域支え合い活動調整会議等分野ごとの地域ネットワークとの連携
204	個別ケースの検討を起点とする地域課題の抽出・整理と対応

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 204)	2022年度	2026年度
個別ケースの地域ケア会議の開催回数	263回	366回※

※ 各高齢サポートで年6回以上の開催を目標とする。

(2) 高齢サポート（地域包括支援センター）の機能の充実

《主な施策・事業》

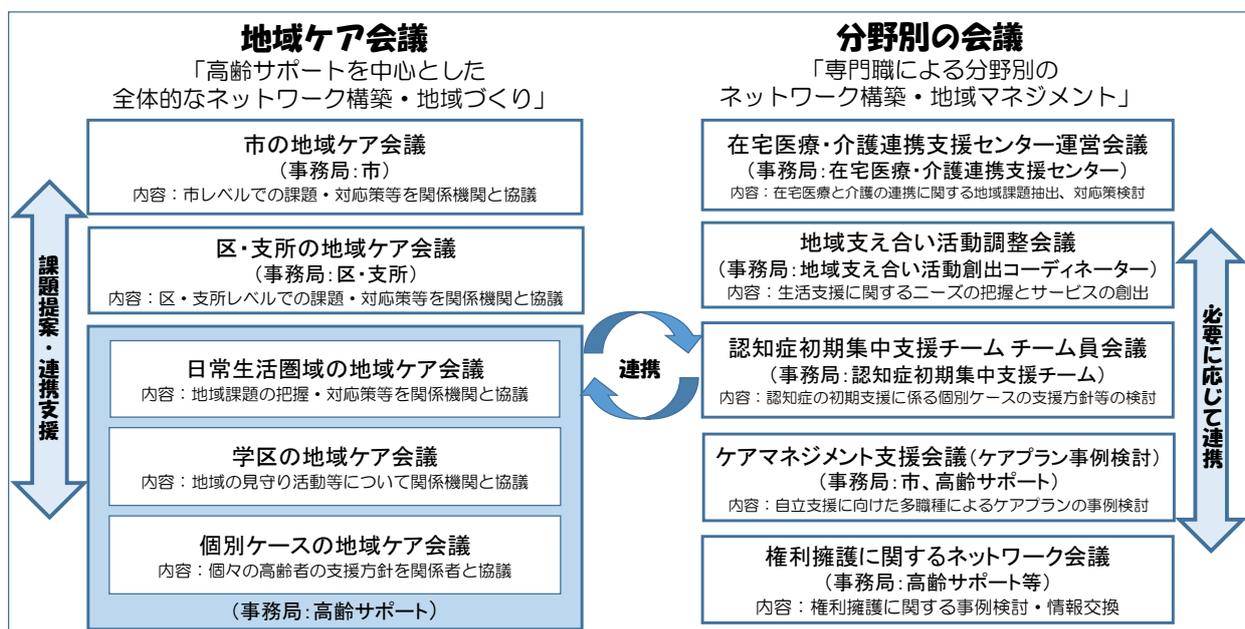
施策番号	主な施策・事業
205	高齢サポートの機能の充実及び運営の質の維持・向上
206	認知症や障害、ひきこもり等の複合化した支援ニーズへの対応や家族介護者支援に向けた関係機関との連携強化
207	高齢化の進展等に対応した高齢サポートの運営体制の強化
208	高齢サポートの情報発信の推進
209	高齢サポートの適切な運営及び評価の実施

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 208)	2023年度	2026年度
高齢サポートを認知している人の割合	56.0%※	上昇

※ 2022年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。

【コラム⑥】 地域での支援ネットワークの強化に向けた取組



2 地域で支え合う体制の構築と意識の共有

(1) 地域における日常生活支援の充実

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
210	地域支え合い活動創出コーディネーターの活動や地域支え合い活動調整会議での協議等を通じ、他分野の関係機関や企業等を含めた地域の多様な主体との連携・協働に基づく生活支援サービスの創出【充実】
211	地域支え合い活動創出コーディネーターによる既存の地域資源（居場所等）のネットワーク化及び地域の支援ニーズを踏まえた新たな活動展開への支援【充実】
212	地域支え合い活動創出コーディネーターの地域資源の把握等による生活支援サービスの情報提供
213	介護に関する入門的研修及び支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修の実施並びに研修修了者への支援
214	地域支え合い活動入門講座の実施
215	地域支え合い活動創出コーディネーターによる担い手支援

《主要項目の解説》

214 地域支え合い活動入門講座の実施

ボランティア等の社会活動や高齢者の生活支援に関する基本的知識を学ぶ講座を各区・支所単位で開催するとともに、当該講座の修了者等に対しては地域の生活支援ニーズに応じた講座や、より実践的な講座を提供し、実際に活動を始められるよう支援を行います。これにより、地域における生活支援の担い手の掘り起こしを進めるだけでなく、高齢者が生活支援の担い手として活躍することで、生きがいづくりや介護予防の推進にもつなげます。

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 210)	2023年度 (9月末)	2026年度
地域支え合い活動調整会議を通じて支援した取組等の数(累計) ^{※1}	210件	350件 ^{※2}

※1 2017年度からの累計値。

※2 2023年度末の見込値から加えて、毎年度40件以上を目標とする。

目標指標 (関連施策・事業 213)	2023年度 (2月末)	2026年度
支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修修了者数(累計)※1	1,318人	1,500人※2

※1 2015年度京都市高齢者支え合い活動創出モデル事業における担い手養成講座の修了者数を含む(2015年度からの累計値)。

※2 2023年度末の見込値から加えて、毎年度50人ずつの養成を目標とする。

※3 本市が委託して実施する支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修は、介護に関する入門的研修のカリキュラムを満たす内容で実施する。

目標指標 (関連施策・事業 214)	2023年度 (見込値)	2026年度
地域支え合い活動入門講座修了者数(累計)※1	2,850人	3,300人※2

※1 2016年度からの累計値。

※2 2023年度末の見込値から加えて、毎年度150人ずつの養成を目標とする。

【コラム⑦】生活支援サービス創出事例について～生活支援グループの立ち上げ支援～

飲食店を経営する地域の方から、「地域貢献のため地域住民が集える場所を作りたい。どこか良い場所はないですか。」と地域支え合い活動創出コーディネーターに相談がありました。コーディネーターは、同じく地域貢献をしたいという想いを持っておられた高齢者施設の施設長に相談すると、高齢者施設の1階のフロアを活用させていただけることになりました。その後、「地域支え合い活動調整会議」の開催を通じて企画を検討し、地域の高齢者をはじめとした住民、子どもたちが集える場所として、「みんな食堂」を立ち上げることになりました。「みんな食堂」は定期的に関催され、今では高齢者や子どもたちが気軽に集える、多世代交流の場となっています。

(2) 地域での相談・見守り体制の充実

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
216	高齢サポート（地域包括支援センター）による一人暮らし高齢者全戸訪問事業の推進
217	一人暮らし高齢者や障害のある方等への地域の関係機関（高齢サポート、民生児童委員、学区社会福祉協議会等）による見守り体制の充実
218	民生児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会、一人暮らしお年寄り見守りサポーター等による相談活動の推進
219	高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業の実施
220	地域あんしん支援員による支援の推進【充実】
221	不良な生活環境を解消するための支援
222	福祉ボランティア活動への支援による福祉の担い手としての市民参加の促進
223	社会福祉協議会による地域福祉活動への支援
224	様々な広報媒体を活用した高齢者保健福祉サービスの情報提供
225	8050問題を含む全年齢層を対象としたひきこもり支援体制の確保
226	孤独・孤立に関する課題を持つ方への支援の充実

(3) 世代を超えて支え合う意識の共有

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
227	各種イベント等における世代を超えて支え合う意識の共有の促進
228	福祉教育・ボランティア学習の推進
229	敬老記念品贈呈事業の実施
230	福祉のまちづくり体制整備事業を通じた、多様な主体の協働による地域づくりの推進

3 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

(1) 安心して暮らせる支援の充実・権利擁護

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
231	長寿すこやかセンター等による「人生の終い支度」に関する知識の普及・啓発の促進
232	高齢外国籍市民への支援
233	権利擁護に関する制度の周知・広報及び相談事業の推進
234	高齢者虐待の早期発見・早期対応等区役所・支所と高齢サポート（地域包括支援センター）を中心とした関係機関の連携・協力によるチーム対応
235	虐待に関する周知・啓発、研修会等の実施
236	虐待等の緊急時に一時的避難ができる場所の確保

(2) 認知症の人を地域で見守る施策の推進

第6章「1 認知症施策推進計画」（45ページ～52ページ）に記載。

(3) 成年後見制度の利用促進

第6章「2 成年後見制度利用促進計画」（53ページ～56ページ）に記載。

【重点取組3】住み慣れた地域で暮らし続けるための介護サービス等の充実と 住まい環境の確保

《取組方針》

- 要介護者の在宅生活を支えるために、24時間対応型の在宅サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護の設置を促進します。
- 「介護離職ゼロ」の実現に向け、介護サービス基盤(特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護等)を充実するとともに、地域密着型通所介護(小規模デイサービス)及び通所介護の供給量を調整する総量規制の実施により、小規模多機能型居宅介護等の中重度者の在宅生活を支えるサービスへの担い手誘導を図ります。
- ヤングケアラーや、育児に当たる世代が仕事をしつつ同時に親等の介護も担う、いわゆる「ダブルケア」等の複合的な課題を抱えた方も含め、家族介護者の支援に取り組みます。
- 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを生涯にわたり続けることができるよう、在宅医療・介護連携支援センターの活動等を通じて多職種協働による在宅医療・介護の提供体制の強化に取り組みます。
- 高齢期の住替えについての選択の幅を広げるため、多様なすまいの集積と高齢者すまい・生活支援事業等のサービスの充実に努めていきます。

1 介護サービスの充実

(1) 介護サービスの充実

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
301	「介護離職ゼロ」に向けた、介護サービス基盤((地域密着型)特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)、認知症対応型共同生活介護、(地域密着型)特定施設入居者生活介護、(看護)小規模多機能型居宅介護等)の充実
302	中重度者の在宅生活を支えるサービス((看護)小規模多機能型居宅介護等)への担い手の誘導に向けた、地域密着型通所介護及び通所介護の供給量を調整する総量規制の実施
303	地域密着型サービス等の運営に係る地域住民との連携等、地域に開かれた施設運営の推進
304	高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスが受けやすくなる共生型サービスの設置
305	在宅生活が困難な中重度者を支える施設としての特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の充実と介護老人保健施設の在宅復帰機能の一層の強化

施策番号	主な施策・事業
306	用地確保等の困難化に対応した特別養護老人ホームの整備促進策の実施
307	特別養護老人ホームの個室・ユニットケアの推進
308	特別養護老人ホーム入所指針の適切な運用
309	できるだけ在宅での暮らしが継続できるよう、24時間対応型の在宅サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護の設置を促進
310	地域分析に基づく必要な介護サービス量の見込みの検討及びサービス供給量の確保
311	老朽化した特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの移転新築支援
312	地域における介護ニーズの変化を踏まえた公施設設のあり方方針に基づく取組の推進
313	寄附物件を民間活力によって地域密着型特別養護老人ホーム整備につなげる取組の実施

《主要項目の解説》

301 「介護離職ゼロ」に向けた、介護サービス基盤（(地域密着型)特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)、認知症対応型共同生活介護、(地域密着型)特定施設入居者生活介護、(看護)小規模多機能型居宅介護等）の充実

政府は「一億総活躍社会」に向けた「ニッポン一億総活躍プラン」(2016年6月2日閣議決定)において、実現すべき目的である「新三本の矢」のうち、「安心につながる社会保障」の取組として「介護離職ゼロ(仕事と介護の両立ができず介護のために離職する人をなくす)」の実現を推進するとしています。同プランにおいては、2020年代初頭までに全国で約12万人分のサービス基盤を前倒し・上乗せ整備することとされ、本市においても、第7期プランから整備等目標数において必要量を見込んでいます。(第9期プラン分は59ページ参照)

【数値目標】主な施設・居住系サービスの整備等目標数 (人分)

目標指標 (関連施策・事業 301)	2023年度 (見込み)	2024年度	2025年度	2026年度
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	7, 133		7, 445	
認知症高齢者グループ ホーム(認知症対応型共同 生活介護)	2, 627		2, 654	
介護専用型特定施設	2, 772		3, 460	

(2) 家族介護者等に対する支援の充実

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
314	長寿すこやかセンター等による家族介護者が集まって交流や情報交換をする場の情報提供
301	「介護離職ゼロ」に向けた、介護サービス基盤（(地域密着型) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、認知症対応型共同生活介護、(地域密着型) 特定施設入居者生活介護、(看護) 小規模多機能型居宅介護等）の充実<再掲>
309	できるだけ在宅での暮らしが継続できるよう、24時間対応型の在宅サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護) 小規模多機能型居宅介護の設置を促進<再掲>
315	あんしんネット119（緊急通報システム）等の在宅福祉サービスの実施
316	介護のための離職をせずに働き続けられる環境づくり（介護休業・介護休暇等を利用しやすい職場づくり、仕事と介護の両立に関する情報提供等ビジネスケアラーへの支援）
317	ヤングケアラーへの支援や、ダブルケア等の複合的な課題を抱えた方も含めた家族介護者支援の推進

2 医療と介護の連携強化

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
318	在宅医療・介護連携支援センターの活動を通じた多職種協働による在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築推進
319	医療・介護・福祉関係者への在宅医療・介護連携支援センターの周知の強化と活用促進
320	自らが希望する人生の最終段階における医療・ケアのあり方についての理解を深める取組の推進
321	在宅療養あんしん病院登録システム等、京都地域包括ケア推進機構によるオール京都体制での取組との連携による在宅療養支援の推進
322	高齢者施設・介護サービス事業所における感染防止の取組推進
323	リハビリ専門職等による自立支援に向けたサービス事業者への技術支援
324	介護福祉士等によるたん吸引等の実施のための取組支援

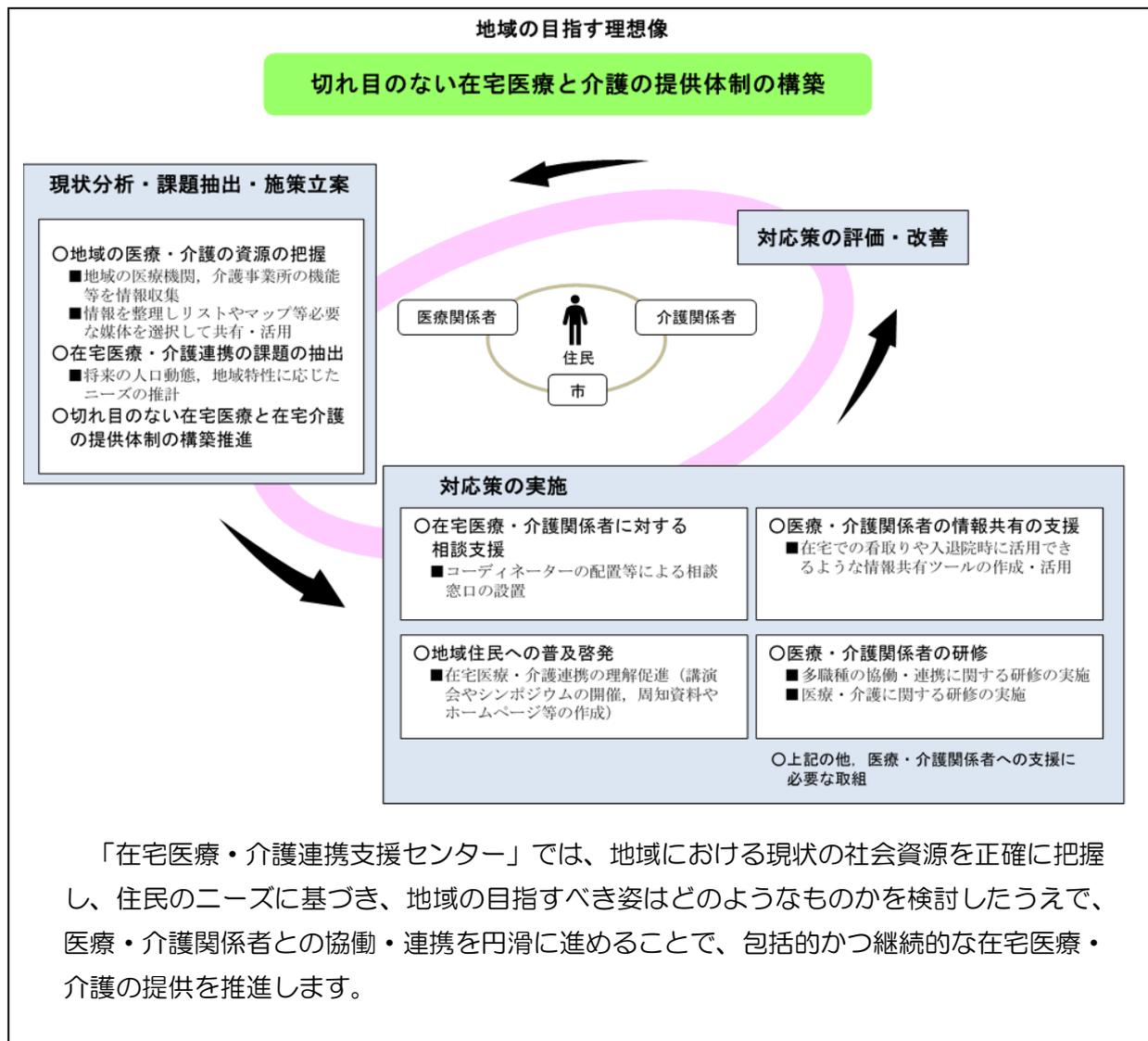
【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 318、319)	2022年度	2026年度
在宅医療・介護連携支援センターの相談受付件数	1,216件	1,300件*

※ 他都市の状況を参考に、1センターにおける月当たりの相談受付件数の下限を10件と設定し、それを上回っているセンターの実績を上乗せして見込んだ数値を目標とする。

目標指標 (関連施策・事業 323)	2023年度 (11月利用分)	2026年度
「短期集中(個別)リハビリテーション実施加算」(訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護)の算定者数	954人	増加

【コラム⑧】在宅医療・介護連携支援センターにおける医療・介護連携推進の取組



3 安心して暮らせる住まい環境づくりの推進

(1) 安心して暮らせる住まいの確保等

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
325	地域の関係機関・団体と連携した高齢者等の居住支援の促進【充実】
326	安心して暮らし続けるためのバリアフリー化改修支援
327	サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに対する適切なサービス提供のための指導
328	養護老人ホーム及びケアハウスの運営や取組等への支援
329	介護サービス相談員の有料老人ホーム等への派遣
330	未届有料老人ホームの早期発見と届出指導
331	高齢者の住替えニーズの選択の幅を広げるための良質な有料老人ホーム等の整備促進

(2) 防火・防災体制の推進

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
332	避難行動要支援者名簿の活用による災害時の避難支援体制の確保
333	高齢者福祉施設等における避難確保計画及び業務継続計画（BCP）作成の徹底
334	避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進事業
335	福祉避難所事前指定施設の設置促進

【重点取組4】介護等の担い手の確保・定着及び育成をはじめとする介護サービス等を
持続していくための取組の推進

《取組方針》

- 生産年齢人口の減少に伴う担い手不足に対応していくため、京都府や京都府福祉人材・研修センター、大学、関係団体と連携して、介護の担い手の処遇改善や住宅確保（市営住宅等の空き住戸活用）に繋がる取組や、介護のしごとの魅力発信、ICT・介護ロボットの活用等による介護現場の生産性向上、外国人介護人材をはじめとする介護の担い手の裾野拡大等を推進します。
- 介護現場の生産性の向上を図るため、介護現場における業務仕分けや業務効率化を推進します。
- 介護の担い手の確保・定着に向けた介護職場の環境改善や介護職員のキャリア形成に資する研修の機会の確保による介護職の質の向上を図ります。
- 高齢者個人の生活課題に対して、その課題の背景にある要因を探り、個人と環境に働きかけられる指導的介護人材（コミュニティケアワーカー）を養成し、日常生活圏域や学区域等で活動する小規模多機能型拠点等への配置を進めるとともに、地域づくりや地域住民への支援の在り方を研究・推進し、今後の高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応できる体制の強化を図ります。

1 介護の担い手の確保・定着及び育成

(1) 介護の担い手の確保・定着

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
401	京都市老人福祉施設協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会及び京都府介護老人保健施設協会との連携による担い手確保研究会の実施
402	介護職員処遇改善加算等の手続や、算定要件を満たすための参考情報のわかりやすい発信等、介護従事者の処遇改善に繋がる取組の実施
403	中学校家庭科授業における高齢者介護に関する研究授業の実施等、介護のしごとの魅力発信に係る取組や介護職員の社会的評価を高める取組の推進【充実】
404	介護現場におけるキャリア・専門性に応じた業務の切り分けや、ICT・介護ロボット普及等による効率化・負担軽減の促進【充実】
405	介護分野の文書負担軽減による業務効率化の推進【充実】

施策番号	主な施策・事業
406	高齢者施設等への外国人介護職員の受け入れ円滑化の促進【充実】
213	介護に関する入門的研修及び支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修の実施並びに研修修了者への支援<再掲>
407	介護現場における働きやすい職場環境づくりの促進【充実】
408	若手職員等の確保・定着に繋がる取組の実施【充実】

《主要項目の解説》

401 京都市老人福祉施設協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会及び京都府介護老人保健施設協会との連携による担い手確保研究会の実施

担い手確保に向け、例えば、従事者の負担軽減に資するICT・介護ロボットの導入、介護に関する入門的研修の実施、外国人介護人材の受け入れ支援、訪問介護員やケアマネジャーをはじめとする担い手確保・定着等の取組について、関係団体と連携して検討を進めます。

213 介護に関する入門的研修及び支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修の実施並びに研修修了者への支援

これまで介護との関わりがなかった方等、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護に携わるうえで知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう「介護に関する入門的研修」を実施し、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、中高年齢者や子育てが一段落した方等の多様な担い手の参入を促進します。さらに、「介護に関する入門的研修」の実施後、介護分野での就労を希望する方には、介護施設・事業所に関する情報提供等を行い、研修修了者の介護分野への参入を支援します。

また、総合事業の支え合い型ヘルプサービスについて、支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修修了者や訪問介護員のほか、「介護に関する入門的研修」の修了者も従事できるようになっており、多様な担い手が活躍できるよう支え合い型ヘルプサービス事業に対する担い手確保も促進していきます。

(2) 介護の担い手の育成

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
409	介護職員等のキャリア・専門性に応じた研修等の機会の確保
410	地域包括ケアを担う指導的介護人材（コミュニティケアワーカー）の養成及び地域づくりや地域住民への支援の在り方研究・推進【充実】

《主要項目の解説》

410 地域包括ケアを担う指導的介護人材（コミュニティーケアワーカー）の養成及び地域づくりや地域住民への支援の在り方研究・推進《充実》

小規模多機能型居宅介護事業所等では、管理者層が核となり地域づくり、地域住民への支援の取組を進めており、本人と本人を取り巻く環境との関係性を理解し、尊厳ある一人の人間として関わることができ、当事者と家族、地域等との関係性を意識した働きかけができる専門職人材の育成が、今後の地域連携と地域包括ケアシステムの構築に有効です。そのため、従前から実施しているスキルアップ研修の枠組みの中で、日常生活圏域や学区等で活動する小規模多機能型居宅介護事業所等の管理者や計画作成担当者等リーダー層を対象とした地域包括ケアを担う指導的介護人材（コミュニティーケアワーカー）の養成のための研修を実施し、地域包括ケアの充実に取り組みます。

（3）地域における生活支援の担い手の掘り起こし支援

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
214	地域支え合い活動入門講座の実施<再掲>
215	地域支え合い活動創出コーディネーターによる担い手支援<再掲>

【コラム⑨】介護の担い手確保

京都市では、2040年に向けて、介護等を要する後期高齢者が増加する一方で、生産年齢人口は急速に減少していきます。様々な産業分野で担い手不足が進む中、少しでも多くの担い手を確保し、地域で必要とされる介護サービスの供給体制を確保していくことが、これまで以上に大きな課題となっています。

京都市が2022年度に行った介護サービス事業者に関するアンケート調査では、75.3%の事業者が「介護職員が不足している」と回答しています。

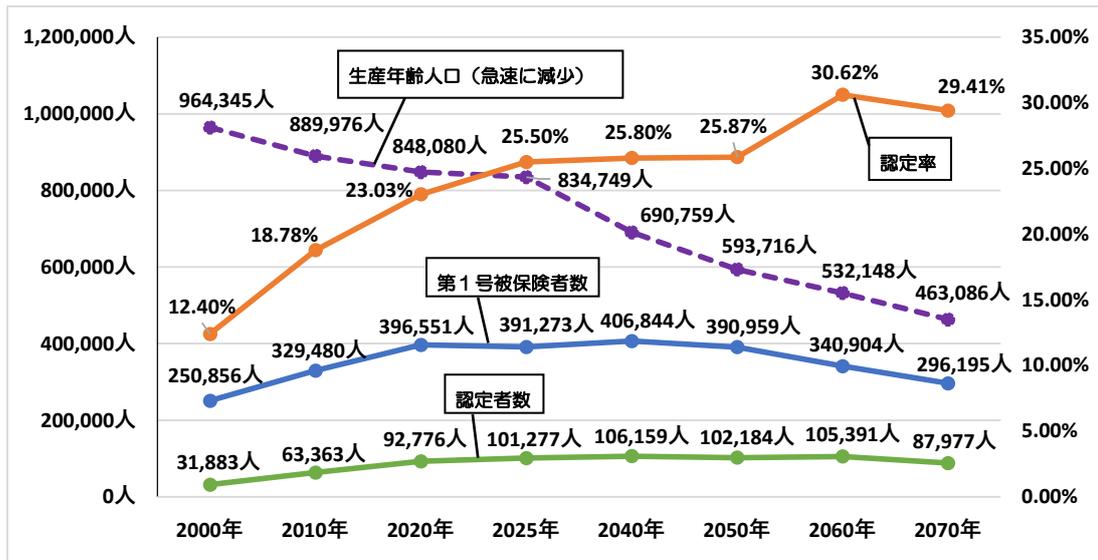
国が提供する「将来推計ワークシート」に基づいて、京都市内で必要になる介護職員数を計算した結果、2019年度（令和元年度）の介護職員数約2万2千人と比較して、2040年度には新たに約3千人の確保が必要と見込んでおります。

京都市では、介護の担い手確保に向け、2018年2月に関係団体と介護の担い手確保にかかる研究会を立ち上げ、現場の声を聞きながら、①介護の担い手の処遇改善、②高齢者を支える専門職としての社会的評価の向上、③介護の担い手の裾野拡大や介護現場の生産性向上という三つの側面から取組を進めているところです。

今後も市民の皆様が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護の担い手確保に向けた取組を、第9期プランの重点取組として新たに位置付け、京都府や関係団体との緊密な連携の下で、着実に進めていきます。

＜第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数、認定率（※）及び生産年齢人口の推移＞

※ 第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者数の割合



＜今後の京都市内における介護職員の必要数＞

(人)

	2019年度 職員数 A	2023年度 必要数	2025年度 必要数	2040年度 必要数 B	増加数 (B-A)
京都市	22,390	22,925	23,699	25,684	3,294

注1) 将来推計ワークシートに基づく算出

注2) 介護職員数は京都府下における近年の入職、離職の動向、及び離職者のうち介護分野への再就職の動向が原則現状と同様に推移していると仮定し、生産年齢人口等の人口動態を加味して推計

(1) 介護保険事業の円滑な運営

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
411	自立支援、介護予防の理念を踏まえた介護保険制度の仕組みに対する市民の理解の促進
412	認定調査員による認定調査と認定審査会における要支援・要介護認定の適正な実施
110	多職種連携によるケアマネジメント支援【充実】<再掲>
413	介護サービス事業者の適正な指定、指導監督の実施
414	地域において開催される介護サービス事業者、高齢サポート（地域包括支援センター）、居宅介護支援事業所その他関係機関が参画する会議を通じた連携の促進
415	給付適正化事業（医療情報との突合・給付実績の縦覧点検等）の実施
416	介護サービスの周知の実施
417	介護保険料の確実な徴収
418	低所得者に対する介護保険料や利用料に係る支援

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 412)	2022年度	2026年度
指定市町村事務受託法人の認定調査員に占める認定調査員現任研修修了者の比率	66.5%	70%*

※ 指定市町村事務受託法人に所属する認定調査員の現任研修修了者の2022年度における比率は、前年度以前に比べ、全体的な底上げを図ることができた。引き続き、全法人が70%を超えることを目指す。

目標指標 (関連施策・事業 415)	2023年度	2026年度
①認定調査員現任研修受講者数	450人	500人
②委託先が実施する認定調査への 同行回数	50回	100回
③点検を行ったケアプラン数	280件	370件
④医療情報の突合件数	18,868件	19,000件
⑤給付実績の縦覧点検件数	29,160件	30,000件

(2) 介護サービスの質的向上

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
419	事業者への助言や施設内外での研修の計画的な実施の促進等事業所におけるサービスの質の向上への支援
420	施設・事業所における虐待の防止の徹底
421	介護サービスに関する苦情・相談への的確な対応
422	介護サービス相談員によるサービスの質的向上
423	介護サービス事業者に関する第三者評価の推進
409	介護職員等のキャリア・専門性に応じた研修等の機会の確保<再掲>
410	地域包括ケアを担う指導的介護人材(コミュニティケアワーカー)の養成及び地域づくりや地域住民への支援の在り方研究・推進【充実】<再掲>

第6章 京都市認知症施策推進計画・成年後見制度利用促進計画

1 認知症施策推進計画

(1) 計画策定にあたって

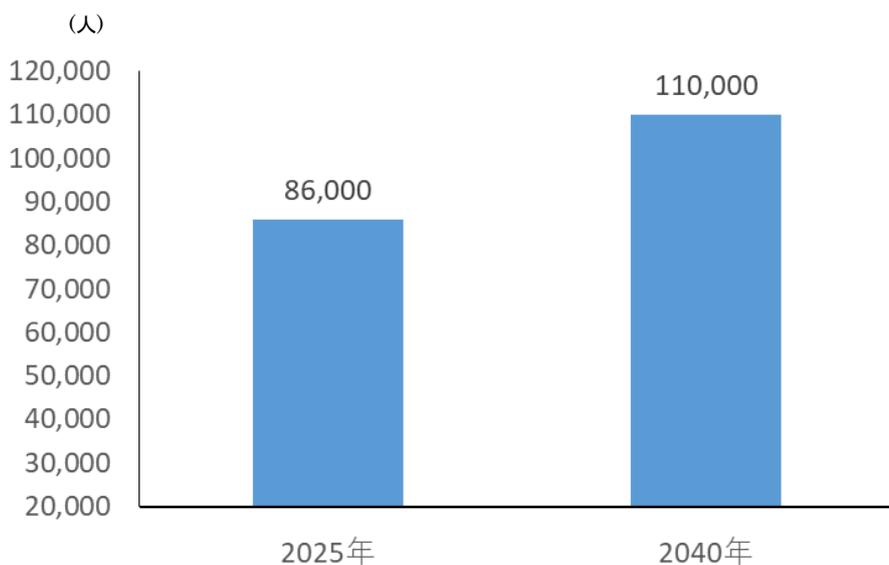
2023年6月、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。同法は、認知症の人を含めた国民ひとりひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進することを目的に掲げ、市町村は、認知症の人や家族等からの意見を聴いたうえで実情に即した認知症施策推進計画の策定に努めることとされています。

本市の認知症施策については、これまで京都市民長寿すこやかプランに基づき、他の高齢者施策と連携しながら総合的に進めてきたこと、また、関連する他の計画とも整合性を図りつつ、地域共生社会の実現に向けた認知症施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があることから、本市では、第9期京都市民長寿すこやかプランと一体的に「京都市認知症施策推進計画」を策定します。

(2) 認知症高齢者の将来予測

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究（2014年度厚生労働科学特別研究事業）」による高齢者の年齢別認知症有病率（※）に基づく試算では、本市では、2025年には高齢者の5人に1人にあたる約86,000人、2040年には高齢者の4人に1人にあたる約110,000人が認知症になると見込まれており、多くの認知症の人が地域で生活している状況になります。認知症は誰にとっても身近な存在です。

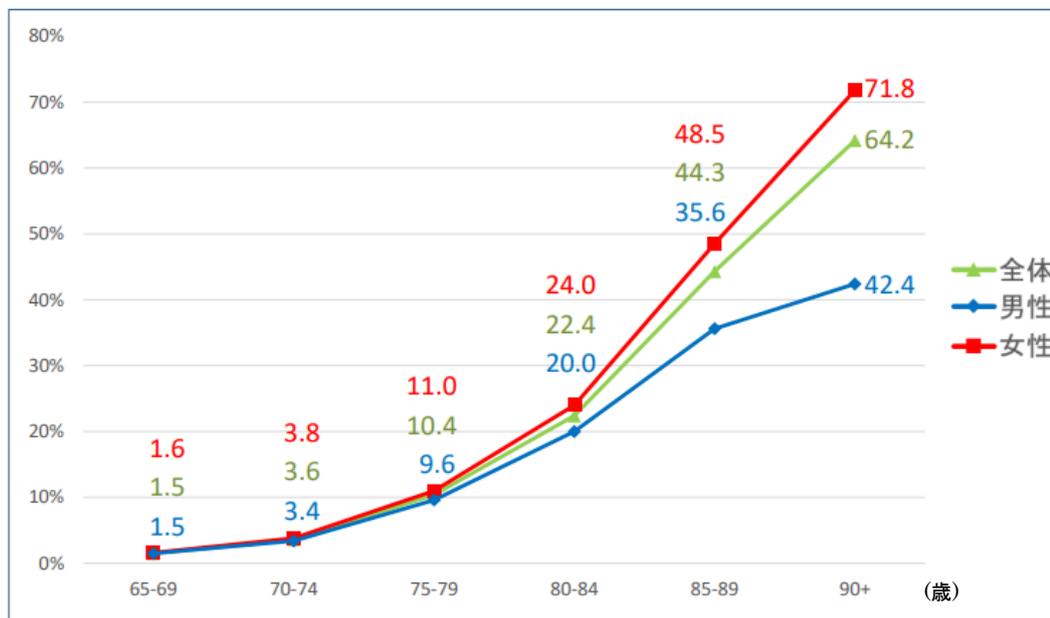
■ 本市における認知症高齢者数の推移



※ 認知症高齢者数の推計は、男女別に、5歳ごとの年齢階級別に推定された認知症有病率を用いています。（糖尿病等の影響により有病率が変化する推計に使用する有病率で算定しています。）

認知症の有病率は年齢とともに高くなり、80歳代の後半であれば44.3%が認知症であると推計されています。

■年齢階級別の認知症有病率（全国）



※ 2012年時点の推計は厚生労働科学研究費補助金 認知症対策総合研究事業「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」平成24年度総合研究報告書による。2018年時点の推計は日本医療研究開発機構 認知症研究開発事業「健康長寿社会の実現を目指した大規模認知症コホート研究(研究代表者二宮教授)」において開始時に悉皆調査を行った福岡県久山町、石川県中島町、愛媛県中山町のデータ解析の当初の結果である。

資料：厚生労働省

【コラム⑩】認知症の日、認知症月間の取組について

1994年9月21日、スコットランドのエジンバラで第10回国際アルツハイマー病協会国際会議が開催され、アルツハイマー病など認知症に関する認識を高め、世界の患者に援助と希望をもたらすことを目的に、会議の初日であるこの日は「世界アルツハイマーデー」と宣言されました。また、9月を「世界アルツハイマー月間」と定め、世界中で様々な取組が行われてきました。

我が国においても、9月には認知症への関心と理解を深めるためのイベントが全国各地で行われており、本市でもポスターの掲示や、図書館での関連図書の展示等、認知症の啓発を強化しています。

2023年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、9月21日を「認知症の日」、9月を「認知症月間」と定められました。一人でも多くの方に認知症への関心を持っていただけるよう、引き続き、認知症の啓発に取り組みます。

(3) 認知症の人・家族の思い

認知症は多くの場合、ある日突然発症するのではなく、少しずつ症状が現れはじめ、長い年月をかけ時間の経過とともに徐々に状態が変化していきます。その過程の中で、本人も家族も不安や焦り、将来への願い等様々な感情に揺れながら生活を送っています。認知症施策を進めていくためには、認知症の人・家族が生活の中で感じている願いや希望、困りごと、医療や介護等について思っていることを、まず聴くことが重要です。

本計画を策定するに当たり、認知症の人・家族の方々のミーティングの場において、様々な意見や思いを聴かせていただきました。

■ ミーティングで出された主な意見（◎：本人 ○：家族）

本人啓発・発信	◎本人の生き生きした姿や声を発信していくことが社会を変えていくと思う。 ○認知症啓発はまだまだ進んでいない。 ○認知症についての情報はたくさんあるが、何を見たらよいか分からない。
社会参加	◎何か人のお役に立てることがしたい。それが見つかればすごく生きがいのから。 ◎若年性認知症の人は、まだまだ働ける人、意欲のある人も多い。 ○認知症の人が気軽にに行ける場所が欲しい。
早期発見	○家族としては年相応だと思いたい気持ちが勝ってしまう。「やっぱり年相応ではないかも」と受診したときには、すでにかなり進行してしまっていることが多い。 ○認知症になったら終わりではない。やれることはある。早くに発見できれば症状の変化に応じた備えもできる。
地域の支援体制	◎初期や中期は介護や看護よりもサポートをして欲しい。やれることは自分でやりたい。見守ってほしい。行き詰ったり失敗したら、その時は手を貸してほしい。 ○地域の身近な医師の認知症の理解が進めばいいと思う。 ○診断後に医師だけでなく第三者として支援者が関わってほしい。
家族支援	○家族が相談する場所、話を聴いてもらえる場所がなかなかない。心理的な支援が欲しい。 ○本人や家族がSOSを出すのは難しい。支援者から近づいてきてほしい。

認知症の人・家族の思いから見てきたこと

- ◇認知症への理解の促進が更に必要である。 【重点取組1・3へ】
- ◇認知症の人の思いを聴くことが共生社会の出発点になる。 【重点取組1・2へ】
- ◇認知症の人が気軽に集える場や社会参加ができる環境を整備していくことが必要。 【重点取組2・3へ】
- ◇認知症を早期に発見できる取組（仕組み）が期待されている。 【重点取組3へ】
- ◇医療・介護の更なる連携と対応力向上が求められている。 【重点取組3へ】
- ◇医療や介護だけではなく認知症の人の生活や家族の心情に寄り添った支援が必要とされている。 【重点取組3へ】

(4) 計画の体系

本市では、これまで京都市民長寿すこやかプランにおいて認知症施策を重点取組に掲げ、認知症に関する正しい理解の促進や早期発見・早期対応に向けた支援体制の充実、医療・介護・福祉の関係機関の連携強化、認知症の人の社会参加の促進等に取り組んできました。

今後も認知症の人の増加が見込まれる中、認知症になってもできることを活かし、できなくなってきたことは周囲の支えを得ながら、地域コミュニティの一員として、住み慣れた地域でできるだけ長く自分らしい暮らしを続けることができるよう、次の3つの重点取組項目に沿って、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症についての正しい理解の促進、認知症の人の社会参加の促進、認知症の早期発見・早期対応と、地域の支援体制の強化等に取り組む、「地域共生社会」の実現を目指します。

重点取組1 認知症についての正しい理解の促進

重点取組2 認知症の人の社会参加の促進

重点取組3 認知症の早期発見・早期対応と、認知症の人・家族を支える地域の支援体制の整備

認知症の人・家族の視点を重視

「地域共生社会」の実現

重点取組1 認知症についての正しい理解の促進

《取組方針》

- 認知症サポーターの養成や各種研修、京都市版認知症ケアパス等、様々な機会や媒体を通じて認知症の正しい知識と本人の声を発信し、認知症や認知症の人についての正しい理解を促進します。
- 認知症予防についての理解の促進及び認知症予防も含めた介護予防の取組を進めます。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
501	認知症についての正しい理解を深めるための知識の普及・啓発
502	人格形成の重要な時期である子ども・学生や、認知症の人と地域で関わる機会が多いことが想定される企業、公共交通機関等の従業員等を対象とした認知症サポーター養成講座の推進【充実】
503	認知症カフェ等を通じた認知症の人・家族の意見を聴く取組の推進【充実】
504	認知症関連のイベント等様々な機会を通じた本人発信の強化【充実】
505	認知症予防についての理解の促進及び認知症予防も含めた介護予防の取組の推進
506	大学等による認知症施策を推進するための調査研究への協力・連携の推進

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 502)	2023年度 (見込値)	2026年度
子ども・学生の認知症サポーター養成講座受講者数	4,000人	5,500人※

※ 2023年度末の見込み値から加えて、毎年度、前年度比500名（直近5年間ににおける前年度受講者数からの増加数の最大値と同程度）の受講者数の増加を目標とする。

【コラム⑩】 認知症の予防とは・・・

現時点において認知症の発症を完全に防ぐための方法は確立されていませんが、「発症を遅らせる」または「進行を緩やかにする」方策については、様々な知見が集積されてきており、運動不足の改善、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等により、発症を遅らせることができる可能性が示されています。

本市においては、1日の歩数を1,000歩増やすことから始めていただく「プラスせんぼ」をキャッチフレーズにした新たな市民ぐるみ運動や、区役所・支所での健康教室等を実施するとともに、運動や交流を目的とした自主グループ等による身近な「通いの場」の設置等認知症予防も含めた介護予防の取組を進めています。

《取組方針》

- 認知症サポーターをはじめとした地域住民や支援者と共に、認知症の人・家族のニーズや思いを踏まえた社会参加の取組を推進します。
- 認知症カフェや居場所等、認知症の人・家族が気軽に集い交流できる場や社会参加できる環境の整備を促進します。
- 認知症の人・家族が安心して外出できる環境整備の強化を図ります。
- 若年性認知症支援においては、医療や介護サービスだけでなく、就労継続や社会参加等、個々の状態に応じたきめ細やかな支援を、関係機関が連携して実施します。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
507	認知症の人・家族の支援ニーズと認知症サポーターをはじめとした地域住民や支援者を繋ぐ仕組み「チームオレンジ」の設置促進【充実】
508	認知症カフェや居場所等の設置・運営支援【充実】
509	認知症の人・家族が安心して外出できる環境を作るための地域における見守り支援体制の推進
510	高齢者あんしんお出かけサービス事業やICT等を活用した外出支援の取組の推進【充実】
511	認知症高齢者の行方不明対応の仕組みの運用
512	府若年性認知症支援コーディネーター等との連携による就労継続や社会参加等、若年性認知症の人の個々の状態に応じたきめ細やかな支援の実施
513	長寿すこやかセンターにおける若年性認知症本人交流会（おれんじサロンひと・まち）の開催

【コラム⑫】 チームオレンジの取組事例について

認知症サポーター活動促進コーディネーターがチームオレンジの立上げ支援等を行っています。

《取組事例①》 認知症カフェに集う本人、家族、認知症サポーター等がチームとなり、お出かけ企画や学生とのコラボによる啓発活動等、本人のやりたいことの実現に向けて企画・実施しています。

《取組事例②》 「もっと地域と繋がりたい」「地域に貢献したい」という本人の声をきっかけに、地域の認知症サポーターや専門職、ボランティア団体が繋がり、本人の自宅を地域の交流拠点として様々な活動やイベントを展開しています。

《取組方針》

- 認知症が疑われる人や家族に早期に関わり、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援等を実施する認知症初期集中支援チーム等の活動を通じて、認知症の早期発見・早期対応に取り組みます。
- 医療や介護だけにとどまらない認知症の人の生活や家族の心情に寄り添った支援に取り組みます。
- 認知症の人・家族が状態に応じて適切な支援が受けられるよう、医療・介護・福祉の関係機関の連携強化による地域のネットワーク化の推進を図ります。
- 認知症の人の意思決定の適切な支援と権利利益の保護を図ります。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
514	高齢サポート（地域包括支援センター）や長寿すこやかセンターをはじめとした地域の支援機関による認知症の人・家族に寄り添った相談支援
515	認知症初期集中支援チーム等による認知症の初期段階での対応
516	かかりつけ医への助言等の支援や、専門医療機関や高齢サポート等との連携の推進役等となる認知症サポート医の養成及びフォローアップ研修の実施
517	かかりつけ医及び病院勤務医療従事者認知症対応力向上研修の実施
518	認知症疾患医療センターによる専門医療相談や鑑別診断の実施、認知症初期集中支援チームへの後方支援等の実施
519	認知症初期集中支援チーム及び認知症疾患医療センターをはじめとする医療・介護・福祉の関係機関の連携強化による地域のネットワーク化の推進
508	認知症カフェや居場所等の設置・運営支援【充実】＜再掲＞
520	認知症の人の意思決定支援及び権利擁護の取組の推進【充実】 （「成年後見制度利用促進計画」P53～参照）

【数値目標】

目標指標 （関連施策・事業 515）	2022年度 （3月末）	2026年度
認知症初期集中支援チームによる医療・介護への引継割合※	100%	同水準を維持

※ 介入時に医療または介護サービスにつながっていなかった対象者のうち、支援終了時に医療または介護サービスにつながった対象者の割合

【コラム⑬】 認知症は早期発見・早期対応が重要！

認知症を引き起こす病気の多くは進行性です。早期発見・早期対応により、認知症の進行を遅らせることができます。本人や周囲が「何かおかしい」と感じたら、早めの相談・受診が大切です。できるだけ早く変化に気づき、早期に支えを手にすることで、これからの人生に備えることができ、不安を抱える時間を短くすることができます。

《認知症の早期発見と早期対応を目指して活動する専門チーム》

本市では、「認知症初期集中支援チーム」を市内8か所に設置しています。チームは、認知症の人、またはその疑いのある方やご家族から相談を受けると、そのお宅を訪問し、認知症についての心配ごとや困りごとをお聞きします。そして、適切な医療や介護等のサービスに繋がって、在宅生活が続けられる目処が立つように、概ね6か月を目安に支援を行います。

● 認知症初期集中支援チームの活動の流れ



【コラム⑭】 若年性認知症とは

65歳未満で発症する認知症のことを「若年性認知症」といいます。若くして発症するため、家庭や社会の中で中心的な役割を担っていることが少なくありません。

京都市内には約450名の若年性認知症の人がいると推計されますが、気になる症状があっても、認知症とは気づきにくく、支援に繋がっていない場合もあります。

医療や介護サービスの利用だけでなく、就労や経済面での支援、家族への支援等、多岐にわたる生活課題について、府若年性認知症支援コーディネーターをはじめ多くの支援機関が連携して支援することが重要です。

《若年性認知症と診断された直後の人を対象とした冊子の作成》



● 「あなたに伝えたいこと

～ひと足先に若年性認知症になった私たちから～

若年性認知症と診断を受けた本人・家族と共に作成した冊子です。

「仲間」と「支援者」に早く繋がり、今後の生活を考える手がかりにしていきたい情報を掲載しています。

2 成年後見制度利用促進計画

(1) 計画策定にあたって

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(2016年5月13日施行)では、市町村は、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めることとされており、国においても「第1期成年後見制度利用促進基本計画」(2017年度～2021年度)が策定されました。

本市では、これまで、国の第1期計画を踏まえた、第1期成年後見制度利用促進計画(第1期計画 計画期間:2019年度～2023年度)を、本市の地域福祉計画である「京・地域福祉推進指針」と一体的に策定しました。

その後、国においては、2022年3月に、「第2期成年後見制度利用促進基本計画」(計画期間:2022年度～2026年度)が閣議決定され、新たな基本計画に基づく取組が始まるとともに、今後の民法改正も視野に入れて、成年後見制度のあり方の検討が行われています。

本市の第2期成年後見制度利用促進計画については、計画の見直しサイクルが3年で、今後の国の動向に合わせた見直しを進めやすく、かつ認知症施策や地域包括ケアの取組とも連携しやすいことから、「第9期京都市民長寿すこやかプラン」と一体的に策定し、引き続き関係機関との連携の下、成年後見制度の更なる利用の促進に取り組んでいきます。

※ 障害福祉分野における計画、「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」にも同じ利用促進に向けた取組を記載しています。

(2) 第1期計画の取組状況

第1期計画に掲げる五つの取組に関する取組状況は、次のとおりです。

- 1 「チーム」への支援
 - ・ 2019年度から、認知症高齢者等を日常的に支える支援者や専門職等で構成される「チーム」に対し、成年後見制度に係る専門的な助言が受けられる仕組みを構築しています。
- 2 「協議会」の設置
 - ・ 2019年度から、行政や専門職団体に加え、京都府医師会や京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会等を構成員とした「京都市成年後見制度利用促進協議会」を設置しています。
 - ・ 2023年度から、「協議会」での議論を経て、成年後見制度利用促進計画の下での、年度ごとの取組方針を定め、関係団体等で連携して取り組んでいます。
- 3 「中核機関」の設置
 - ・ 2012年度に「京都市成年後見支援センター」を設立し、成年後見制度に係る相談対応から制度利用に至るまでの一貫した支援や、制度利用者にとって身近な立場で支援を行う市民後見人の養成を行ってきました。
 - ・ 2019年度には、同センターを中核機関として位置付け、機能充実を図っています。

- 親族後見人への支援
 - ・ 親族が後見人等を務めているケースについて、同センターが実施する相談事業において、制度説明や概括的な助言等を行っています。
- 市長申立ての窓口一本化
 - ・ 2019年度から、成年後見に関する相談等に適切に対応できる社会福祉士の資格を持つ専門職員2名を増員しています。
 - ・ 併せて、事務の効率化及びノウハウの蓄積を図るため、市長申立てに係る書類作成事務を同センターに一元化しています。

4 日常生活自立支援事業からの円滑な移行

- ・ 契約書の作成・サービスの利用手続の援助を行う専門員（利用者35人につき1人）について、契約締結件数の増加に対応できるよう、2020年度に31名から1名増員し、32名体制にしています。
- ・ 2023年度には、成年後見支援センターに専門職員を2名増員し、日常生活自立支援事業から成年後見制度への円滑な移行支援を行う機能充実を図っています。

5 入院等の際の身元保証の取扱い

- ・ 2019年6月、厚生労働省から「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」が発出されたことを受け、「身元保証人・身元引受人」を立てられない方が安心して必要な医療を受けられるように、また、医療関係者の皆様が必要な医療を提供できるようにするため、医療機関向けのリーフレットを作成・配布しています。

（3）成年後見制度の利用促進に向けた今後の取組

認知症高齢者等が増加していく中、認知症高齢者等の意思決定支援の重要性は更に高まっています。判断能力が不十分であっても、人としての尊厳が損なわれることなく、その人らしく暮らし続けていくことを支援する成年後見制度の更なる利用促進に向けて、次のとおり取り組み、引き続き、更なる高齢化の進展への対応や、「地域共生社会」の実現を目指していきます。

《取組方針》

- 成年後見制度（認知機能が低下している状況で利用する「法定後見制度」、将来の認知機能の低下に備える「任意後見制度」）の更なる市民周知や、支援機関等の職員の理解促進に取り組みます。
- 日常生活自立支援事業（判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用援助等を行う、社会福祉協議会の事業）の利用者で、状態の変化により、成年後見制度の利用が望ましい方について、成年後見制度への円滑な移行促進に取り組みます。
- 本人や親族が申立てできず、京都市長が申立てを行う場合に、支援チームの意見を踏まえた適切な専門職後見人等が選任されるよう、専門職団体や家庭裁判所と共に、専門職後見人等の候補者推薦の仕組みを検討します。
- 引き続き市民後見人の育成に取り組むとともに、専門職団体や家庭裁判所と共に、専門職後見人から市民後見人へ交代するリレー方式等、市民後見人の活躍促進の仕組みを検討します。
- 円滑な権利擁護支援に向けて、地域ケア会議等の既存の会議を活用し、成年後見制度の周知・啓発や、相互連携の促進、事例の共有等、地域連携ネットワークづくりに取り組みます。
- 自らの意思が反映された社会生活が送れるように、専門職団体等と共に、身寄りがない方の円滑な入院・施設入所等を含め、国の動向も踏まえつつ、引き続き意思決定支援の取組を検討していきます。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
601	具体的な利用の手続、相談窓口等を示したリーフレットの活用等による成年後見制度の更なる市民周知や、支援機関等職員の理解促進
602	日常生活自立支援事業の利用者で、成年後見制度の利用が望ましい方への円滑な移行促進【充実】
603	市長申立時における、支援チームの意見を踏まえた、適切な専門職後見人等の候補者推薦の仕組みの検討【充実】
604	市民後見人の育成や、専門職後見人から市民後見人へ交代するリレー方式等、市民後見人の活躍促進の仕組みの検討【充実】
605	地域ケア会議等の既存の会議を活用した、円滑な権利擁護支援に向けた地域連携ネットワークづくり
606	身寄りがない方の円滑な入院・施設入所等を含め、国の動向も踏まえた、意思決定支援の取組の検討

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 601)	2023年度(見込)	2026年度
成年後見支援センターへの 相談件数(累計)	13,363件	18,463件*

※ 2012年度からの累計値。2023年度末の見込値から加えて、単年度件数の毎年度1,700件の相談対応を目標とする。

【コラム⑮】 将来に備える成年後見制度(任意後見制度)について

<制度の利用状況> (2022年1月~12月の全国の申立件数)

種別	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見監督人選任
申立件数	27,988	8,200	2,652	879

自分で決める力があるうちに、補助人、保佐人による支援を受ける際には、自分の同意のもとで対応して欲しいこと(同意権の付与)、自分の同意なく代わりに対応して欲しいこと(代理権の付与)について意思表示することも可能です。

<将来に備えることもできる>

成年後見制度には、将来に備える任意後見制度があります。

判断能力があるうちに、将来に支援して欲しい内容を、任意後見人候補者との間で公正証書にて契約し、自身の認知機能が低下した際には、任意後見監督人の選任申立てをすることで、実際に支援を受けることができます。

(参考) 判断能力が低下するまでの見守りの方法



京都市成年後見支援センターでは、お年寄りの方や障がいのある方が、住み慣れたまちで自分らしく安心して暮らしていくため、成年後見制度の利用のお手伝いをしています。お気軽に御相談ください。

京都市成年後見支援センター ☎ 075-354-8815

受付時間 休所日を除く 毎日 午前9時~午後5時
【休所日】 毎月第3火曜日(祝日の場合は翌日) 及び年末年始



FAX 075-354-8742
メール sukoyaka.info@hitomachi-kyoto.jp

京都市成年後見支援センター 検索